

【神戸太郎さんの出生から死亡までの戸籍謄本等の取り寄せ方と戸籍の説明】

1. 現在戸籍（コンピュータ化戸籍）・・・神戸太郎さんの死亡時の戸籍

全部事項証明	
① 本籍	兵庫県神戸市垂水区日向一丁目5番
② 氏名	神戸 太郎
③ 戸籍事項 戸籍編製	【改製日】平成17年3月19日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者 除籍	【名】 太郎 【生年月日】昭和15年12月15日 【父】 神戸 健二 【母】 神戸 立子 【続柄】 長男
④ 身分事項 出 生 婚 姻 死 亡	【出生日】昭和15年12月15日 【出生地】富山県富山市 【届出日】昭和15年12月22日 【届出人】父
	【婚姻日】昭和45年7月15日 【配偶者氏名】摩耶 花子 【従前戸籍】富山県富山市牛島新町11番地 神戸 健二 【死亡日】平成21年9月9日 【死亡時分】午前9時52分 【死亡地】兵庫県神戸市須磨区 【届出日】平成21年9月10日 【届出人】親族 神戸一郎
戸籍に記録されている者	【名】 花子 【生年月日】昭和19年10月14日 【父】 摩耶 山男 【母】 摩耶 海江 【続柄】 三女
身分事項 出 生 婚 姻 配偶者の死亡	(省略) 【婚姻日】昭和45年7月15日 【配偶者氏名】神戸 太郎 【従前戸籍】兵庫県神戸市垂水区平磯4丁目25番地 摩耶 山男 【配偶者の死亡日】平成21年9月9日
⑤	以下余白
発行番号	

【1の戸籍の説明】

- ① 本籍
- ② 筆頭者（死亡しても変わりません）
- ③ 戸籍事項（戸籍の編製事由、編製日など）
 - ・ 神戸太郎さんのこの戸籍は、平成17年コンピュータ化による改製（作り替え）をしています。
 - ・ 転籍（本籍の異動）により、編製された場合は、この欄に転籍日と従前本籍地が記載されています。
- ④ 太郎さんの身分事項欄（出生、婚姻などの事実発生日など）に死亡記載がありますので、この戸籍が、太郎さんの死亡時の戸籍となります。
- ⑤ この戸籍が編製された平成17年3月以前に除籍になった人（筆頭者を除く）は、記載されません。

2. 平成改製原戸籍（神戸太郎さんの婚姻時の戸籍）

○「1」の戸籍（コンピュータ化戸籍）の改製前の戸籍です。この戸籍の神戸太郎さんの身分事項欄を見ると、「昭和45年・・摩耶花子と婚姻・・富山市・・神戸健二戸籍から入籍」とありますので、この戸籍の前の戸籍（婚姻前の戸籍）は、本籍が、「富山市牛島新町11番地」、筆頭者は「神戸健二」であることがわかります。

身分事項欄

戸籍事項欄

籍 本

改製原戸籍

改製につけた年法務省令第五一号附則第二条第一項による

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

③
②
①

③
②

③
②

<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5

3. 除籍謄本（神戸太郎さんの婚姻前の戸籍）

○「2」の戸籍は「太郎さんの婚姻前の戸籍」です。この戸籍には、婚姻事項が記載されていますので、太郎さんの妻が花子さんということはわかりますが、子供の一郎さんの名前は、この戸籍では確認できませんので、長男の一郎さんが、この「3」の戸籍を請求する場合は、一郎さんの現在の戸籍謄本又は「2」の戸籍謄本のコピーを求められることがあります。

【3の戸籍の説明】

- ① 神戸太郎さんの身分事項欄を見てみると、「出生事項」と「婚姻事項」が記載されています。「婚姻後の新本籍」が「神戸市垂水区」であることがわかります。
 - ② ①で、神戸太郎さんの出生事項はありますが、②の戸籍事項欄の中で、「昭和 32 年法務省令に・・・昭和 36 年 7 月 8 日に編製」とありますので、出生年月日より後にこの戸籍ができたことがわかりますので、これより前の戸籍があることになります。
 - ③ この戸籍の改製前の戸籍、「改製原戸籍」は、同じ本籍地（富山市）にあります。

4. 改製原戸籍（神戸太郎さんの出生時の戸籍）

富山市牛島新町十一番地										本籍	
出生事項 (省略)										本籍二於テ出生父神戸常一届出・・・・・(以下略)	
婚姻事項 (省略)										大正拾四年八月四日前戸主常一死亡二因リ家督相続届出同七年式月壹日	
夫の死亡事項 (省略)										受附④	
死亡事項 (省略)										神奈川県高座郡茅ヶ崎町壹万式千六百八拾四番地ヨリ転籍届出昭和七年	
改製④										西宮みつと婚姻届出昭和拾年式月参日受附④	
昭和参拾五年六月拾四日午前参時拾五分富山市牛島新町拾壹番地で死亡										同居の親族・・・・・(以下省略)	
昭和参拾五年法務省令第弐拾七号により昭和参拾六年七月八日本戸籍										に戸籍を編製したため本戸籍消除④	
昭和参拾式年法務省令第弐拾七号により昭和参拾六年拾弐月壹日あらた										改製④	
主戸前										神戸常一	
主										神戸常一長男	
出生										前戸主ト	
母										神戸常一長男	
父										はな	
母亡										はな	
父亡										はな	
母亡										はな	
父亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡										はな	
母亡											

富山市牛島新町百堀番地戸主西宮一太郎二女昭和拾年弐月参日神戸吾朗

1

1

【4の戸籍の説明】

- ① この戸籍は、戸主制度の時代の戸籍ですので、夫婦と子供以外の継ぎ柄の人も記載されています。
- ② 戸籍事項欄を見ると、昭和7年に転籍によりこの戸籍が富山市で編製されています。
- ③ 神戸太郎さんの「身分事項欄」にある「出生事項」は、出生したのが昭和15年で、この戸籍の編製時（昭和7年）より後ですので、これが出生時の戸籍となります。

【戸籍の流れ】

1. この例では、出生から死亡までの戸籍は、全部で4種類となります。
2. 神戸太郎さんの出生から死亡までの戸籍は、「1」～「4」の4種類となり、「1」の戸籍では花子さんが健在ですので、「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）」となり、手数料は450円、その他「2」～「4」の戸籍は、除籍謄本又は改製原戸籍となりますので、それぞれ750円となります。
3. この間に、転籍（本籍の異動）、離婚→婚姻、などがあった場合は、そのたびごとに戸籍が編製されることになります。但し、同一市区町村内の転籍や、筆頭者が離婚し再婚する場合は、戸籍は新たに編製されません。
4. 戸籍は、法改正により、現在とれる戸籍（除籍されてから150年）の中では、改製（戸籍の作り直し）が二度行われています。
5. 市区町村によって時期が異なりますが、昭和32年の法務省令による改製は、3代戸籍を廃止し、2代戸籍（夫婦と子供のみで編製→現在も同じ）となりました（「4」→「3」）。
6. 平成6年の法改正による改製は、コンピュータ化により、横書きの様式に変更されました（「2」→「1」）。（現在も、まだコンピュータ化がされていない市区町村があります。）
7. 改製前の戸籍を「改製原戸籍（かいせいげんこせき又は、かいせいはらこせき）」といいます。
8. 改製時に除籍になっている人（死亡や婚姻などによる）は、改製後の戸籍には記載されません。
9. 改製では、本籍は変わりませんが、婚姻や転籍によって、本籍が変わる場合があります。その場合は、その前の本籍を確認して、それぞれの本籍の市区町村へ戸籍謄本を請求することになります。本人請求（戸籍に記載されている者、その配偶者、直系尊属・卑属）は、全国の市区町村窓口で請求できます。（郵送請求は不可）